

別紙1

体験プログラムの開発及び販売力強化等に係る支援業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

体験プログラムの開発及び販売力強化等に係る支援業務

2 目的・概要

当県では、鉄道などによる交流を促進し地域活性化を図るため、地域資源を活かした着地型観光を促進している。

そのため、これまで4か年度にわたり、体験プログラムの開発に重点を置き、県内事業者等による体験プログラムの開発（実績：60件以上）を支援してきた。また、インターネット予約サイトの活用や宿泊施設との連携により、開発したプログラムの販路拡大を図ってきた。

令和5年度は、インバウンドの本格的な再開などにより、観光需要の拡大が見込まれることから、体験プログラムの開発や販売力の強化、地域の事業者間連携をより積極的に支援し、地域への新たな人の流れの創出・拡大を図る。

3 業務期間

契約締結日から令和6年2月29日（木）まで

4 業務対象地域

本業務の対象地域は、県南西部地域（鹿島市、江北町、白石町、太良町及びその周辺地域）とする。

この地域は、祐徳神社、竹崎温泉、嬉野温泉、武雄温泉など県下有数の観光スポットを有する地域であり、豊かな自然や文化など唯一無二の本物の地域資源が豊富に存在する。

さらには、西九州新幹線の開業により、嬉野温泉や武雄温泉と年間約690万人の観光客が訪れる長崎市が鉄道で直結し、新たな交流を生み出すチャンスである。

5 業務内容

業務内容は、以下の（1）から（3）とする。なお、詳細については、県と受託事業者との協議により決定する。

（1）集合型セミナーによる支援〔関心層の掘起し〕

【目標：セミナーへの延べ参加者数50人以上、参加者満足度7割以上】

既存の体験事業者や体験事業への参入（新規開発）に関心がある事業者、地域の体験プログラムとの連携に関心がある異業種事業者（※）等に対し、体験プログラムの販売力強化につながる実践的なノウハウや地域の体験事業者・異業種事業者間との連携の機会等を提供するためのセミナーを2回以上開催し、参加者の取組意欲を高める。

※ 宿泊事業者や交通事業者を想定（自身の事業の高付加価値化等のために地域の体験プログラムとの連携に関心がある方を想定）

（セミナーテーマの例）

- ・地域の成功事例の共有
- ・インバウンド強化対策
- ・おもてなし力強化対策
- ・口コミ強化対策
- ・SNS等による情報発信対策

（2）個別コンサルティング支援 [伴走型支援]

【目標：開発件数3件以上、磨き上げ件数7件以上】

既存の体験プログラムの販売力強化（磨き上げ）や体験プログラムの新規開発に取り組む意欲がある体験事業者に対し、魅力的で商品力のある“売れる体験プログラム”となるよう個別に支援を行う。

また、地域の体験プログラムとの連携に取り組む意欲がある異業種事業者に対し、地域の体験事業者とのマッチング支援を行う。

（個別支援の例）

- ・プログラムの作成から販路の構築までの一体的なコンサルティング
- ・販売用写真撮影等の技術的支援
- ・地域の異業種事業者との体験事業者との連携方法の提案

（3）PR、誘客プロモーション

体験プログラムなど地域資源を活用し、以下ア・イの内容のプロモーションを実施すること。

ア 県内及び隣県（長崎県、福岡県）からの旅行者をターゲットにした体験プログラム販売促進キャンペーンを行い、県南西部地域への観光誘客や域内周遊を促進する。

【目標：体験プログラムの予約数の増加（キャンペーン未実施時期との比較）】

イ 体験プログラムの認知度向上や地域間の連携を図るため、観光関係者やマスコミなどに対し、体験プログラムのPRを行う。

【目標：PR機会1回以上】

6 完了報告書の提出

業務完了後、実施内容等を完了報告書として取りまとめ、県交通政策課へ提出すること。

7 留意事項

- (1) 業務の遂行にあたっては、県交通政策課と随時打合せをして進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、県交通政策課と受託事業者が協議のうえ、これを定めるものとする。
- (3) 業務の遂行にあたり、第三者（県交通政策課及び受託事業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (4) 受託事業者が作成したデータや写真、イラスト、動画、文章等の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、県交通政策課に帰属するものとする。ただし、受託事業者が単に使用する場合には、県交通政策課と協議するものとする。受託事業者は、県交通政策課に対して著作権人格権を行使しないこと。